

番号	条項	質問	回答
1	Ⅱ-2-2-3-1	信用分野ガイドラインの見直し、又はそれが厳しい場合には、監督の現場での配慮を検討いただきたい。 <理由> 信用分野ガイドラインの機微情報に係る定めについて厳しく見るということであると認識していますが、信用分野ガイドラインについては、金融庁の金融分野ガイドラインと比べても、機微情報の取扱い可能な範囲が限定されており、事業者に必要な制約を課していると考えます。 例えば、クレジットカードで海外旅行に行く際の傷害保険等が付されている場合がありますが、その傷害（障害を含む）についての情報が機微情報にあたり信用分野ガイドラインに基づき取得・取扱いが禁止される等ということでは、正当な業務の遂行にまで支障が生じかねません。	「割賦販売法（後払分野）に基づく監督の基本方針」改正案に対する意見募集であるため、参考意見として承らせていただきます。
2	Ⅱ-3-1-1（3）	「法令違反等のおそれがあると認められ、『かつ、』処分の実施を検討する上で必要がある場合には、『必要な範囲で』」としていただきたい。 <理由> 法令違反等のおそれがあるというだけで、必ず報告徴収命令ということではなく、必要性があると認められる場合に、必要と認められる範囲（限度）でのみ、報告徴収・立入検査ができることと、法令でもなっているかと思しますので、その旨を明確にさせていただきたく存じます（割賦販売法 40 条・41 条参照）。	ご意見の趣旨は含まれているため、原案のとおりとさせていただきます。
3	Ⅱ-3-1-1（3）	ここでこの信用購入あっせん業者等による自主的な報告については、「ただそのポーズを取っただけ」という様な場合は除外可能なように、別の通知等でより具体的な期間や措置の内容について枠組みを定めておくべきであるとする。（その様にすれば、制度の拡大解釈運用による職権濫用（による悪質な業者の温存）を防ぐ事が可能であると思われる。）	参考意見として承らせていただきます。
4	Ⅱ-3-1-2-1（1）	「求めに応じない場合等には、報告徴収又は立入検査により」との文言を、「求めに応じない場合等であって、かつ、処分の実施を検討する上で必要がある場合には、必要な範囲で、報告徴収又は立入検査により」と修正させていただきたく存じます。 <理由> 番号2と同じ	ご意見の趣旨は含まれているため、原案のとおりとさせていただきます。
5	Ⅱ-3-1-2-1（1）	削除された部分である、「当該事業者が貸金業法により罰金刑に処せられた場合や暴力団排除条項に該当する場合など」では直ちに処分の実施が行われる事となるのであれば、この部分の改正に反対ではない。（利用者からの報告によってこの発動が行わ	参考意見として承らせていただきます。 ご指摘の例示は処分の発動要件を充足することが明白であると考えられますが、その他多様な事例が考えられるため例示を削除した

番号	条項	質問	回答
		<p>れる場合は、利用者に対して具体的状況の例示としてこの記述はあった方が望ましいと考える。それはここで記述せず、別に行政に対して通報を行うべき状況としてまとめて記述を行うのも良いのであるが、貸金業法違反等が処分発動の条件を充足するとは利用者からは自明ではないものであるので、やはりどこかで記述があるのが望ましいと考える。）</p>	<p>ものです。</p>
6	Ⅱ-3-1-2-1(4)	<p>削除となっていますが、次の文言を追加いただきたいです。  「Ⅱ-3-1-1(3)の但書きを、Ⅱ-3-1-2-1(1)の場合にも準用する。」  &lt;理由&gt;  Ⅱ-3-1-1(3)で、自主的な取組みを促進する観点から但書きが設けられていますが、この但書が、Ⅱ-3-1-2-1(1)との関係でも、適用されることが明らかとなるような文言としていただきたいです。</p>	<p>原案のとおりとさせていただきます。  Ⅱ-3-1-2-1(1)は、信用購入あっせん業者が任意の事情聴取等の求めに応じない場合の報告徴収命令又は立入検査の実施、購入者の利益の保護及び被害の拡大防止等の観点から緊急性が高いと認められる場合等における処分の実施の検討について定めているものであることから、Ⅱ-3-1-1(3)のただし書の適用は適切ではないと考えます。</p>